

江南市行政不服審査会の会議傍聴のルール

江南市行政不服審査会の会議は、原則として公開しています。ただし、審査庁からの諮問に応じて行う審査請求についての調査審議については、個人に関する情報が係わるため、非公開となります。

公開する会議の傍聴を希望する方（以下「傍聴人」といいます。）は、次の事項を守ってください。

1. 傍聴の手続き

- (1) 事前の申込みは、必要ありません。
- (2) 傍聴人については、会議開始時刻 10 分前から受付を開始します。なお、受付終了については、先着順で定員になり次第、又は定員未満であっても開始時刻をもって終了します。
- (3) 傍聴人は、係員の指示に従って入場してください。
- (4) 傍聴人は、原則、会議の途中に入退室できません。
- (5) 小学生以下の場合は、傍聴席に入ることができません。ただし、事前に会長の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (6) 酒気を帯びていると認められる方は、傍聴席に入ることができません。

2. 傍聴人が守るべき事項

- (1) 会議中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。
- (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものの携帯又は着用をしないこと。
- (3) 談話をし、騒ぎ立てる等、会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (4) 会場において飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (6) 携帯電話その他電子機器の電源を切ること。
- (7) その他会議の運営に支障となる行為をしないこと。

3. 会議の秩序の維持

- (1) 2の事項のほか、傍聴人は、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴人が上記のことを守らない場合は、退場していただきます。
- (3) 会議の秩序維持が困難な場合は、傍聴の中止その他必要な措置をとります。

4. その他

- (1) 会議資料の貸与を受けた場合は、退室時に必ず返却してください。
- (2) 公開できない事項を取り扱う必要が生じた場合等は、会議中であっても、会議を途中で非公開とすることがあります（傍聴を中止します）。
- (3) このルールに定めるもののほか、会議の傍聴に関して必要な事項は、会長及び委員で定めることとします。